

報告第 1 3 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 2 1 年 9 月 2 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

請負代金請求訴訟に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成21年7月29日

足立区長 近 藤 弥 生

請負代金請求訴訟に関する和解について

足立区は、[REDACTED] が受注した足立小台駅駅前広場整備工事の舗装工及び道路植栽工に係る請負代金請求訴訟につき、下記により和解する。

記

1 相手方

[REDACTED]

[REDACTED]

2 和解の要旨

足立区は、相手方に対し、金 2 8 5 万 3 0 0 0 円を平成 2 1 年 8 月 3 1 日限り支払う。